

JCM MONTHLY REPORT 2015 JANUARY Vol.24 No.1

JCM

MONTHLY REPORT

JCMマンスリーレポート

特集

受賞者に聞く！ 論文報告を書く
ときのポイント～その2
建設業法令遵守ガイドラインの改
訂について

2015

1



一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

第一回 土木工事写真コンテストより～入選作品

●「日越友好の架橋」 中島 三博 様（りんかい日産建設株式会社）



ベトナムのタインフォア省の河川に架かるドーレン鉄道橋の架け替え工事です。
この写真は、架け替え後のドーレン橋完成祝賀会での一枚です。ベトナムの南北統一鉄道の記念列車が、完成した鉄橋を通過しているところです。丁度、完成した年は、日本とベトナムが国交正常化して40周年にあたる記念すべき年でもあり、盛大に祝賀会が行われました。まさにこの鉄道橋が、日本とベトナム間の友好の架橋として、ベトナムの人々に愛され、親しまれることを願いつつ、この写真を撮りました。

●「山岳トンネルにスコーピオン出現!」 入山 哲男 様（熊谷組 河内長野トンネル作業所）



超近接めがねトンネルの施工で活躍する、エレクトー付吹付コンクリートシステム。
その名は、スコーピオン!
機械の入替無しに、吹付作業と建込作業が出来る優れもの。
不安定な切羽での作業時間を短縮でき、工夫の信頼も厚い!

第2回土木工事写真募集は締め切りました。たくさんのご応募ありがとうございました!
第3回募集については、次号(3月号)ご案内いたします。 <https://www.ejcm.or.jp>

■巻頭言

平成27年 年頭のご挨拶.....	2
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 会長 谷口 博昭	

■特集

受賞者に聞く！ 論文報告を書くときのポイント～その2	3
建設業法令遵守ガイドラインの改訂について	
～労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化～.....	10
国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室	
課長補佐 高芝 利顕	

■連合会だより

平成26年度 国土交通省との意見交換会.....	17
--------------------------	----

■技士会活動紹介..... 18

北海道土木施工管理技士会
沖縄県土木施工管理技士会

■その他

どぼく川柳教室.....	20
--------------	----

■広告

(株)セメントジャーナル社

表紙：第一回土木工事写真コンテスト応募作品
「農林水産大臣賞受賞」 (株)大藪組 金子 貴生 様

作品のコメント

本工事で、福岡県の知事賞、農林水産大臣賞を受賞しました。八女市星野村の林業を守り、発展させていただきたいと思います。ご指導いただいた筑後農林事務所をはじめ、工事に関わっていただいた全ての方に感謝申し上げます。



平成27年 年頭のご挨拶

一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会 会長

谷口 博昭



新年明けましておめでとうございます。旧年中は、関係各位、会員の皆様のご指導、ご支援、ご協力を戴き滞りなく各種業務を執行する事ができました。ここに厚く御礼を申し上げる次第です。

さて本年は連合会・JCM発足後23年目、21世紀15年目となります。グローバル化の進展、少子高齢化・人口減少等大きな変化の時代です。大きな変化に適切に対応しつつ、技術力及び社会的地位の向上、施工及び施工管理の技術の発展、工事の安全・品質及び効率の向上等の定款にあります目的に沿い着実な成果を上げて行きたいと存じます。以下に、所感を述べて新年のご挨拶と致します。

まず、技術力の向上です。材料、施工機械、IT、ロボット等々各分野における技術は日進月歩、進化し続けています。また、建設事業は現場毎に異なる様々な事業を実施するが故に、現場力が必要不可欠です。現場に忠実に寄り添い関係者全体の理解と協力を得ながら技術力の向上に取り組む事が肝要です。JCMでは、技術力の向上に資するためCPDSに重点的に取り組んできています。

施工及び施工管理、工事の安全・品質及び効率についても同様ですが、現場毎に地形・地質、気候・気象条件等が異なるため、施工の進捗に依じて予期しない

事態が発生する事が多いのが現実です。現場力を発揮し迅速に効果的な対策が取れることが望まれます。官、民夫々と官民間において、トップ、ミドルと現場との不断のコミュニケーションの向上による信頼関係構築が肝要であります。現場のインセンティブが働けば技術力の向上にも繋がります。土木施工管理技士の果たす役割は大きいものがあります。

次に、社会的地位の向上のためには、くらしや経済に貢献してきた実績を誇りに建設界に対する誤った認識を払拭し今後とも社会貢献し社会に正当な評価を受ける事が肝要です。復興の加速、防災・減災等国土強靱化、インフラの維持更新、地方創生、都市再生等多様な地域のニーズを的確に把握、対応し、地域の安全・安心と雇用・経済を支え、「ひと・まち・しごと創生」＝「地方創生」に資することが求められています。建設界が持続するためには、昨年成立した所謂「担い手三法」により適正な利益を得、若者の入職、定着、安定的な経営基盤の確立と、それを可能にする受発注者のパートナーシップ精神が不可欠であります。

関係各位、会員のご指導、ご支援、ご協力を改めてお願いするとともに、新年が皆様方にとって幸多い年となる事を祈念し年頭の御挨拶と致します。

受賞者に聞く!

論文報告を書くときのポイント～その2

前号に引き続き、論文報告の書き方についてです。

今回は、昨年度の受賞者（第18回土木施工管理技術論文報告）に、「忙しい中どのように時間を作り執筆したのか、どんな点を意識したのか」等々を伺ってみました。ぜひ参考にしてみてください！

質問項目

* 共著の場合は主執筆者にお聞きしています

- ① これまでの論文や報告の執筆経験は？
- ② 日々忙しい中、いつ書いているのですか？
- ③ 今回の受賞論文報告を書きあげるまでの日数
- ④ この工事について執筆しようと意識しはじめた時期は？
- ⑤ 苦労した点
- ⑥ 心掛けたこと・意識したこと
- ⑦ 論文を書いて良かったと思うことは？
- ⑧ これから執筆しようという方へのアドバイスをお願いします
- ⑨ その他メッセージ



第18回土木施工管理技術論文報告は、JCMのHPより閲覧できます。

技術論文→過去の論文

http://www.ejcm.or.jp/new_07ronbun/top/index.shtml

技術論文

●最優秀賞

「透水性コンクリート吹付工の採用による工程短縮について」

旭建設株式会社
木下 哲治



①試験以外で技術論文を執筆するのは今回が初めてです。今まで地すべり防止工事士の二次試験で2,000文字程度の技術的経験論文を提出したことがあります。

②今回の技術論文は正月休み中の夜の空き時間を利用して仕上げました。技術論文を一気に書こうとするとなかなか時間を作れないのでその日毎に各テーマ（はじめに、問題点、対策など）に沿って集中して書き

ました。

③実質のトータル日数としては3日程度だと思いますが、各内容やキーワードについては12月初めごろからずっと考えメモに書き留めていました。実際の現場での発注者への協議のための資料作成も行ってだったので、比較的、短い日数で書けたと思います。

④数年前からこの論文募集に執筆したいという気持ちはありました。今年こそと思い募集要項をホームページで見た時（11月中旬ごろ）にすぐ、この工事について書こうと思いました。現場が終わった直後ということもありますが、工事を受注した当初から、この現場の最大の問題点である工程についてどう克服しようか考え、発注者を説得する資料を作成し、施工計画の段階にお

いて問題点の提起と発注者へ協議していく中で、発注者様、協力業者様より多くのご協力を得られたことが非常に印象的だったからです。

⑤現場を見ていない読み手に対してどうわかりやすく文章で表現するか、また、文章の構成や書く順番など非常に苦労があり、何度も何度も読み返しては、書き直しを行いました。

⑥現場を見ていない相手に対していかに技術論文の内容を理解してもらい伝えることができるか文章の組立に一番注意を払いました。問題点と対策対処の方法及びその効果について最後までしっかりリンクさせていくことが読み手の理解を深めると思います。

また、無理に難しい表現を使って文章が独りよがりにならないよう、第三者の立場で何回も読み返し相手にわかりやすく伝えられるよう修正していきました。

書いているうちに内容が少しずつブレて

くるので、相手に伝えたいことを常に意識しながら執筆しました。

⑦自分が技術者としてこの工事の問題点をどう解決したのかを論文という形で冷静に検証することで、まださらに良い解決方法があることに気づくきっかけになり、技術者としての更なる成長を促すことができました。

論文作成することで、自分のその年の技術者としての集大成を振り返ることができ、次の成長につなげることができると思います。

⑧⑨従来通りの施工がその工事の目的に最も良い施工ということはありません。どんな現場にも必ずもっと良い工夫や改善できる点があると思います。常にそのことを考え、まずは些細な工夫や改善に焦点を当てることで、自分以外の技術者への提案力を論文という形で発揮できると思います。

(*木下氏の論文は前号(11月号)に掲載しています)

●最優秀賞

「主ケーブル一部破断に伴う鋼吊橋の補強対策工と長期監視」

瀧上工業株式会社
亀山 誠司



①論文の作成は苦手ですが、社内の技術報や、土木学会の投稿など10件～15件程度です。

②執筆については、社内では実験や工事を実施後に社内レポート、報告書を作成するため業務時間中に作成しています。主要な業務を昼間優先し、夜の余った時間で集中的に執筆しています。

③社内の技術報の原稿がありましたので、内容を改良して、施工技士会用の原稿には

3日で完成しました。

④工事自身は1年前以上に施工した内容であり、最初は投稿することは考えていませんでした。工事のまとめとして、原稿締切り期限の1カ月前に執筆しようと意識しました。

⑤技士会の論文は枚数が限られる中、課題と解決策をいかに分かりやすく簡潔に作成するか、技術者として、工夫を凝らしたか、その結果どうなったか等文章構成の作成が苦労した点です。

⑥読者が読んで、よく工夫していると感じるように、読者目線で作成することが重要だと思います。

⑦もちろん、最優秀論文賞を受賞できたことです。昨年度、弊社から最優秀賞を受賞していますので、2年連続はあり得ないと

思っていましたので、連絡を受けたときは非常にうれしかったです。

⑧全国技士会連合会の論文は、業界関係者の技術向上のために非常に良い制度だと思います。また、国土交通省の技術総括審議官と直接対面できるなど、格式高い表彰式だと思います。現場工事の改良事項は、その後の効果を含めて、まとめることで論文の原稿の素材になります。その素材をいかに、苦勞し、効果があつたか。普段行っている創意工夫などをまとめ、現場ではこんなに工夫しているとPRすることが大事かと思っています。

⑨難しい内容は書く必要はありません。小



表彰式の様子（木下氏）

さい工夫を現場目線で書くことが重要です。そのためには、技術者として、立場はそれぞれ異なりますが、日々技術力の向上や、社会基盤整備を行い、世の中の人のために行っている仕事という自覚を持って仕事に励む必要があると思います。今は論文を投稿した補強工事の新橋の現場に赴任中です。地元住民も早く新しい橋ができることを期待しています。そのために今も品質を確保しつつ、工期を短縮できる方法を検討中です。受賞に当たって、関係されました皆様に紙面をお借りして厚くお礼を申し上げます。



（左から）技術総括審議官／森雅人氏、
亀山誠司氏、JCM谷口会長

●ITマネジメント賞

「保全工事におけるデジタルカメラ3次元計測技術の適用について」

横河工事株式会社
中村 智昭



①論文3、報告2

②時間外での対応が中心。報告の場合は、業務で作成した資料を中心にまとめています。

③実質2日間。（これまで整理していた業務報告をまとめる形で作成しました）

④論文作成1ヶ月前

⑤すでに業務を通して整理していたので特

に大きな苦勞はありませんでした。

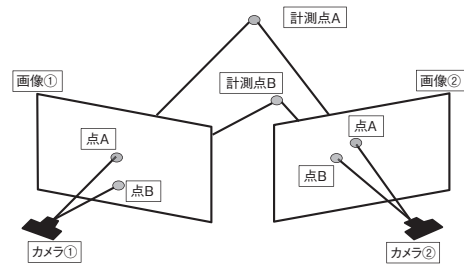
⑥既存技術の適用方法を実際の事例を通して、分かりやすくかつ客観的に伝えるという点

⑦賞をいただいたことで、会社内での3次元計測に対する認知度が上がったこと。業務の整理ができたこと。自分自身、さらなるモチベーションアップに繋がったこと。等

⑧業務多忙の中での執筆は躊躇しがちですが、ゼロから論文を作成するのではなく、これまでの業務内容を整理する程度で取り組めば自分自身のためにも、周囲の人への情報伝達のためにも良い機会となると思い

ます。

⑨土木は経験工学と言われます。経験はもちろん最大の武器ですが、常に新しいことにもチャレンジしていきたいと思います。是非また報告する内容ができましたら投稿させていただきたいと思います。



カメラを使った3次元座標特定のイメージ
(中村氏の論文より)

●優秀賞

「PC栈橋上部工のはさみ込み施工について」

あおみ建設株式会社
氷川 勝之



- ①社外は初めてです。社内で3部程度経験があります。
- ②その日の業務が終わってからです。
- ③2か月程度かかりました。

④工事完了後です。

⑤日本語の使い方（言い回し方）です。

⑥出来るだけ分かりやすく簡潔に纏めることです。

⑦自分の伝えたいことを要約して文章にする練習になりました。

⑧今回のような現場での工夫は、現場管理をしていく上で多々あると思われます。それが自分自身、また他工事に少しでも参考になればと思います。

●優秀賞

「TB（テンポラリーバイパス）工法による斜張橋の主桁補修について」

株式会社IHIインフラシステム
川端 諭



- ①5～6稿
- ②工事の中で報告書等を作成する際、論文への投稿を意識して文章を作成しています。また、データ整理に関しても、報告書には必要ではないデータであったとしても、論文に記載すべき様なものがあれば、時間を見つけてデータをまとめています。
- ③一週間程度
- ④難易度の高い工事であったため、工事開始当初から意識していました。

⑤補修工事についての執筆でしたので、なかなか現地の状況が想像しづらいと思います。なるべくその状況を伝えられるよう努力しました。

⑥「論文」は新しい知見であるため、理解しにくいものだと思います。そのため、執筆時はなるべく分かりやすい表現になるよう意識しています。

⑦自分自身の知識整理になります。また、他工事の参考にしていただけると、書いてよかったと感じます。

⑧たとえ小さな工夫・些細な新技術であったとしても論文に記載していただけると、それが別の工事での問題点を解決する参考になると思います。その繰り返しで土木業界として技術を高めあっていければと思います。

技術報告

●最優秀賞

「圧入パイラーによる小円形鋼矢板土留めの締切り管理」

オリエンタル白石株式会社
藤井 謙
(旧姓 安部)



- ① 2回
- ② 業務終了後や休日
- ③ 2週間くらい
- ④ 上司から執筆するように言われてから
- ⑤ 頭で考えたり口で言うのとは違い、文章

で表現するのに苦労しました。また、A4 2枚で内容をまとめることにも苦労しました。
⑥ 自己満足で終わるのではなく、相手にしっかり理解してもらうように書くことです。
⑦ 執筆し内容を整理することで、この工種の重要性等を再確認することができたことです。また、執筆することで自信も付きました。
⑧ 日々の業務に追われ、強制的でない限り執筆しないと思います。(自分がそうです)ただし、執筆することで知識が広がり自分の経験値となるので、これも重要な業務の一つだと感じました。

●最優秀賞

「鋼上路式固定アーチ橋の耐震対策工事について」

JFEエンジニアリング株式会社
吉田 基次



- ① 初めてです。
- ② 主に業務時間外での執筆です。提出直前には業務中にも執筆を行いました。
- ③ 2週間程度。
- ④ 12月上旬頃。
- ⑤ 執筆時間を確保することが最も苦労した点です。
- ⑥ 執筆する工事でしかできないこと、他の工事ではやってないことを記述することを特に心掛けました。どの工事でもやっていることであれば報告を執筆する意味がないと思ったからです。また、報告の構成・内容について、自分の考えだけでなく他の関係者の考えも取り入れながら執筆することも心掛けました。
- ⑦ 共同執筆者をはじめとする現場の先輩方

や会社の上司と意見を交えながら論文を作成したことで、より一層現場に対する理解が深まりました。また、CPDS20unitを取得できたことも良かった点の一つです。
⑧ 通常の業務で忙しい中での執筆になる方がほとんどかと思うので、周りの方々の協力が必要となります。私自身、時間の面でも執筆内容の面でも、周りの方々の協力があって報告を執筆することができました。短時間でより良い論文・報告を作成するために、論文・報告がある程度仕上がった段階で関係者の方々に添削をお願いすることをお勧めします。
⑨ 現場の中で一番若手である私が技術報告を執筆するきっかけとなったのは、「これから先、文章を書く機会が多くなると思うので、その練習として工事報告を書いてみる。」という現場所長からの一言でした。きっかけはその程度のものでしたが、このような機会を頂いて報告を執筆し、さらに受賞までできたことは現場経験の浅い私にとってプラスになりました。「練習」で執筆することも決して悪くはないと思います。

最後に執筆にご協力いただきました方々ならびに現場関係者の方々に感謝いたします。

す。ありがとうございました。

●優秀賞

「既設構造物撤去工における事前調査の重要性について」

あおみ建設株式会社
安田 博之



- ① 2 件
- ② 業務終了後
- ③ 1 週間程度
- ④ 締切 2 か月前頃に会社からの要請があり執筆しようと思いました。
- ⑤ 読者にわかり易く伝える事
- ⑥ 読者にわかり易く伝えるための文章構成や図の作成

⑦技術報告集に自分の報告が掲載されたこと、受賞して賞金をもらったこと、CPDSのポイントをもらえたこと。

⑧現場を管理していく上で発生した問題点に対して、どのように対処したか、どのような結果になったかをまとめれば書きやすいと思います。通常業務の合間や休日に執筆するのは非常にづらいと思いますが、自分の為になると思いますのでぜひ頑張ってみてください。

⑨技術報告を執筆するに当たり、上司や同僚の協力が不可欠でした。また、社内で添削指導していただき受賞することが出来ました。関係者に深く御礼申し上げます。

●優秀賞

「ダブルデッキ構造を有する開断面箱桁の架設計画」

株式会社東京鐵骨橋梁
酒井 匡

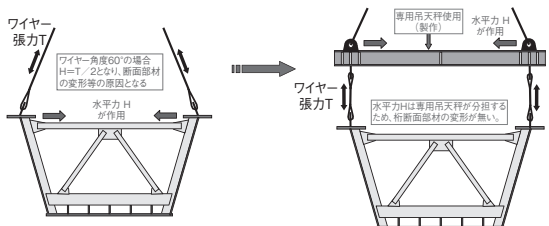


- ① まだ、2 回目です。
- ② 普段は、現場業務に追われてなかなか執筆の時間がありません。そのため、休日等を利用して書いています。ただ、休日にも家庭がありますので……
- ③ 3 日程度です。
- ④ 現場の施工中に執筆しようと意識しました。
- ⑤ やはり、与えられた原稿の中に読者全員が解るように執筆するところです。

⑥ 写真、漫画絵やデータ等を上手く活用して読者に伝えるところです。

⑦ 特殊な施工例を同じ現場マンに伝えることができるということです。

⑧ 論文や報告となると構えてなかなかペンが進まない方が多いかと思いますが、自分が実際に携わった工事の紹介でも構わないので、みなさんもどんどん執筆しましょう。



吊り天秤の概略図（酒井氏の論文報告より）

●特別賞

「自然環境に配慮した河川改良工事」

株式会社大歳組
京本 憲幸



- ① 3件
- ② 竣工検査完了後に論文を執筆する時間を会社より設けてもらった。
- ③ 2日間
- ④ 工事施工中に、上司より執筆をしてはどうかと、いわれてから。
- ⑤ この現場は、施工方法、工期（漁業権のある川で鮎の稚魚の放流時期）、環境対策等いろいろ課題があったので、何について論文を執筆しようか、まとめるのに悩んだ。
- ⑥ 技術論文報告を見て現場施工時に、どの様に施工を行ったら良いか、ヒントになる事が多いと思うので具体的に問題点、対

策、結果を書けば、良い参考書として活用できると思う。

⑦ 現場を施工し、何について注意、苦勞をして竣工したかを、検査時にアピールを行ってきたが、論文を通して、他の皆さんに、報告が出来大変よかった。

⑧ 自分が何を言いたいかを、いかに簡潔に文書に訴えるかが、重要だと思います。

⑨ 自分がどの様に苦勞し竣工したかを、発表できる場なので、みんなが活用できる論文を提供し共有できればいいと思います。



捕獲状況写真（京本氏の論文報告より）

おわりに

CPDS学習履歴論文審査・現場の失敗監修・26年度JCMセミナー講師
技術士（総合技術監理部門・建設部門）

水野 哲

受賞者の声を興味深く読ませていただきました。ほとんどの方が「読み手に対してどうわかりやすく伝えるか」に苦心されているのがよくわかりました。

前号にも書いたとおり、この点が大切なのですが、さすがに受賞者は心得ておられるなという印象です。

そのほかでも、「どんな現場にも必ずもっと良い工夫や改善できる点がある」や「小さい工夫を現場目線で書く」「他の工事でやっていないことを記述」な

ど、期せずして論文報告を書くときのポイントが濃縮されたアンケート回答になっていて、うなづくことしきりでした。惜しくも受賞を逃された方や、まだ書いたことのない方も、本アンケート回答を読まれば、敷居はそれほど高くないと感じられたことでしょう。

「技術に自信が付く」「賞金がもらえる」事に加えて、「ユニットが付加される」という見逃せないメリットもあります。多数の方の応募を期待します。

* 第20回土木施工管理技術論文報告の募集開始は8月末の予定です。

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

～労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化～

国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室
課長補佐 高芝利顕

1. 急増する建設業における労働災害

一般社団法人全国土木施工管理技士連合会をはじめ関係各位の弛まないご努力・ご尽力により、建設工事現場における労働災害は、昭和54年から平成22年まで一環して減少を続け、平成25年には死亡事故者数が過去最低水準となるなど、労働災害防止に対して確実に成果をあげてきました。

一方、残念ながら、平成23年から建設業における労働災害は3年連続で増加し、特に、平成26年に入ってから、1月～6月の死亡事故者数（約160人）が前年同期比28.2%の大幅増加となり、死傷事故者数（約7,000人）も前年同期比4.0%の増加となりました。

2. 建設業における労働災害防止対策の更なる取組の必要性

建設業における労働災害が増加傾向にあることは、極めて憂慮すべき問題であり、建設産業を魅力ある産業に発展させるためにも、建設工事現場における労働災害防止の取組は、これまで以上に重要性が増しています。

今後、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会や東日本大震災の復旧・復興工事の本格化などを背景にして、建設工事が増加し、建設工事現場における更なる労働災害の発生が懸念されるところです。

このため、建設工事現場において、労働災害防止対策を実施されている元請負人と下請負人が、それぞれの役割に対する意識を今まで以上に向上させながら、その意識を共有化する取組が必要です。

3. 建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

国土交通省では、平成19年6月に、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」を策定し、その周知に努めてきました。

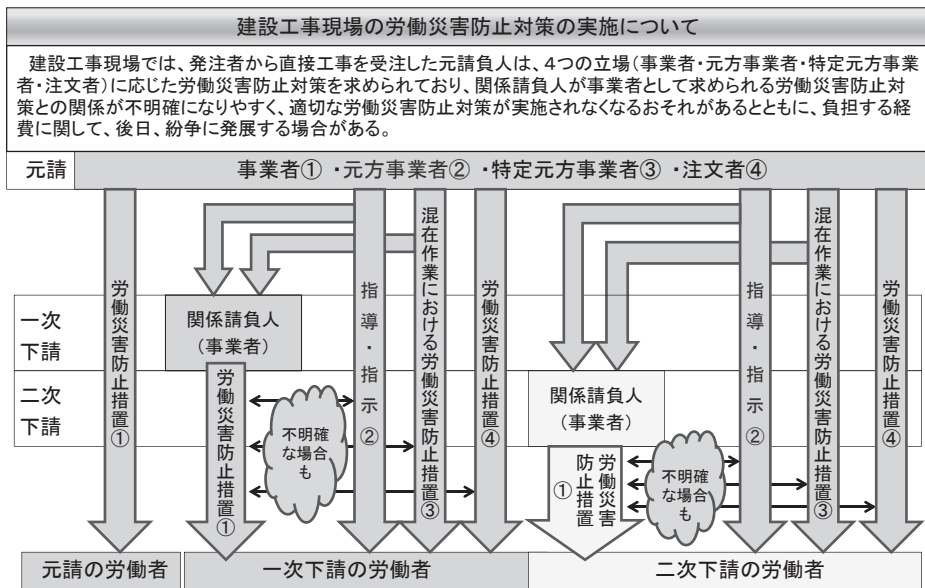
今般、これを改訂し、建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図ることとしました。

4. 建設工事現場の労働災害防止対策の実施について

労働安全衛生法では、通常、下請負人は労働者を使用する「事業者」となり、発注者から直接工事を受注する元請負人は、下請負人の労働者を統括的に指導・指示する立場となる「元方事業者（建設業の場合は同時に特定元方事業者）」や足場や建設機械などを下請負人の労働者に使用させる立場となる「注文者」になります。

労働者の災害防止対策は「事業者」である下請負人が自ら使用する労働者に対して実施することが基本ですが、「元方事業者（特定元方事業者）」や「注文者」の立場となる元請負人も、その立場から、下請負人が使用する労働者に対する指導や措置を行うため、お互いの関係が不明確になりやすく、適切な労働災害防止対策が実施されなくなるおそれが

あるとともに、負担する経費に関して、後 日、紛争に発展する場合があります。【図1】



【図1】

5. 元下間において不明確になりやすい労働災害防止対策の例

元下間では、【図2】に例としてあげているような関係において、労働災害防止対策の実施者と負担者が不明確になりやすい状況にあるため、厚生労働省は、「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日、労

働省基発第267号の2。以下「元方安全管理指針」という。)の3及び14において、元方事業者と関係請負人が実施することが望ましい安全管理手法として、「請負契約において災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確にすること」を示しています。

元下間において不明確になりやすい労働災害防止対策の例	
元請負人が、特定元方事業者として統括的な安全衛生管理の必要から実施する措置あるいは注文者として実施する措置と、下請負人が事業者として実施しなければならない措置が混同したり、不明確になるケースがある。	
資機材関係 建設機械関係機材 (クレーン、立入禁止措置材、敷鉄板、玉掛用具等) 墜落・飛来落下防止関係機材 (足場、安全ネット、親綱、親綱支柱等) 注文者⇄下請事業者	教育関係 現場での講習会等 (新規入場者教育、建設従事者教育等) 元方事業者が主催する安全大会への参加 特定元方事業者⇄下請事業者
装備・資格関係 個人用保護具 (保護帽、安全帯、防じんマスク、保護めがね等) 技能講習等の資格取得者の配置 元方事業者⇄下請事業者	会合関係 災害防止協議会への参加 職長会の設置・運営 特定元方事業者⇄下請事業者

【図2】

6. 建設業法令遵守ガイドラインの主な改訂内容

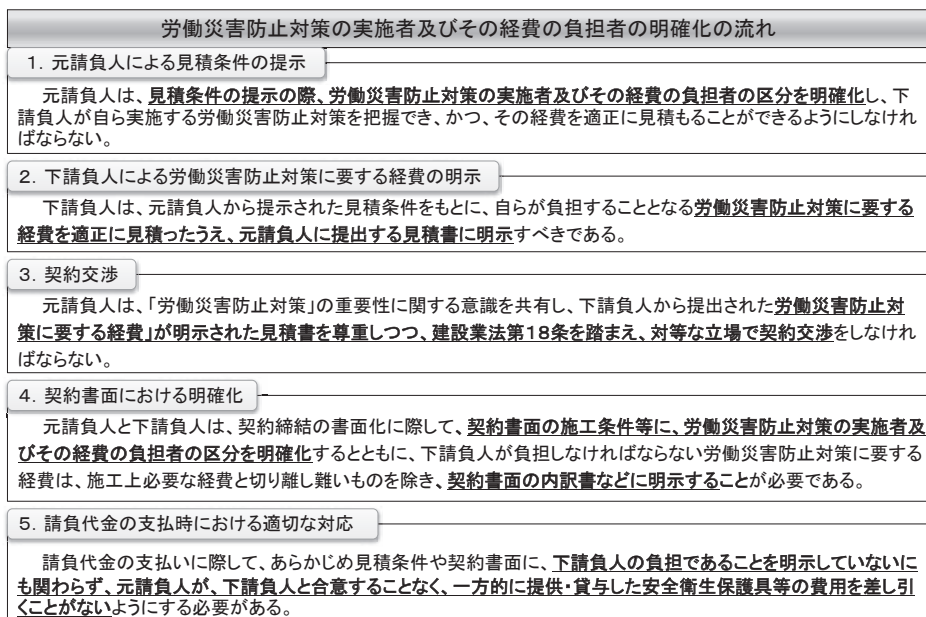
こうしたことを踏まえ、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図ることを目的として、「元方安全管理指針」を建設工事の下請契約に適切に反映させるため、「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分の明確化を図ることとしました。

具体的には、「1. 見積条件の提示」「7. 赤伝処理」の内容を改訂し、新たに「12- 3. 労

働災害防止対策」という項目を追加しました。

7. 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分の明確化の流れ

今般の改訂により、元請負人と下請負人が見積・契約段階で実施することとなる取組の流れは【図3】で示された「1. 元請負人による見積条件の提示」「2. 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示」「3. 契約交渉」「4. 契約書面における明確化」「5. 請負代金の支払時における適切な対応」です。



【図3】

8. 元請負人による見積条件提示の際の明確化について

元請負人は、下請負人に対して、見積条件を提示する際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確にすることにより、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、適正に労働災害防止対策に要する経費を見積もることができるようにしなければなりません。

元請負人が下請負人に対して、見積条件を

提示する際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確にする方法としては【図4】の例示で示したような「区分表」を作成することが望ましいと考えられます。

また、作成にあたっては【図5】で示したような留意点があります。

なお、工事に使用する資材を提供したり、機械を提供する場合は、具体的な内容の提示を義務づけられている事項（建設業法第19条

元請負人による見積条件提示の際の明確化について①

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、下請負人が自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握でき、適正に労働災害防止対策に要する経費を見積もることができるようにしなければならない。**(工事に使用する資材を提供し、機械を貸与する場合には、その内容及び方法についても、見積条件として提示する必要がある。(建設業法第19条第1項第9号))

実施者と経費の負担者の区分を明確化するべき労働災害防止対策(区分表)【例示】	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○		○	
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(躯体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

【図4】

元請負人による見積条件提示の際の明確化について②

「実施者及び経費の負担者の区分を明確化するべき労働災害防止対策(区分表)【例示】」に関する留意事項

(1)実施者と経費の負担者の区分を明確化するべき労働災害防止対策は、**下請負人が事業者として実施すべき労働災害防止対策のうち、**

- ① 下請負人自ら労働災害防止対策を実施し、かつ当該経費を負担する事項
- ② 元請負人が労働災害防止対策を実施するが、下請負人に経費の負担を求める事項
- ③ 元請負人が労働災害防止対策を実施し、下請負人に経費の負担を求めない事項 である。

なお、1つの労働災害防止対策でも、元請負人が墜落防止機材等を提供し、下請負人が墜落防止機材等を設置する場合など実施者や経費の負担者が異なる労働災害防止対策がある場合には、それぞれの事項を提示すること。

また、②の場合は、元請負人は、見積条件の提示の際に、下請負人に負担を求める経費を明示する必要がある。

(2)前頁の【例示】は、元下間の実施者やその経費の負担者の区分が不明確になりやすい事項の代表的なケースを例示しているため、**工事の内容に応じて、追加・削除・変更等をする必要がある。**

※ 明示すべき事項を抽出するにあたっては、「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表の解説並びに作成要領検討結果報告書」(平成25年3月、建設業労働災害防止協会)を参照。

(3)元請負人が、労働災害防止対策に係る実施者及びその経費の負担者の区分の提示をする際は、**下請負人から内容について追加・削除・変更等を求められた場合には、対等な立場で交渉を行う必要がある。**

【図5】

第1項第9号)に該当するため、その内容及び方法についても、見積条件として提示する必要があります。

9. 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示について

下請負人は、元請負人から、労働災害防止対策の実施者と経費の負担者が明確化された見積条件の提示を受けた際には、これを踏ま

え、労働災害防止対策に要する経費を適正に見積り、できる限り見積書に明示してください。

これは、労働災害防止対策に要する経費は、「通常必要と認められる原価」に含まれるものですので、これを明示することは、必

要な工事原価を確保するという観点から必要であるからです。

なお、明示するにあたっては、【図6】で示したような留意点があります。

労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書の作成とこれを尊重した契約交渉について
下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積ったうえ、元請負人に提出する見積書に明示すべきである。 元請負人と下請負人は、労働災害防止対策の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉を行う必要がある。
労働災害防止対策に要する経費の明示に関する留意事項 (1) 下請負人が明示する労働災害防止対策に要する経費は、下請負人が事業者として実施すべき労働災害防止対策のうち、元請負人が明確化した「① 下請負人自ら労働災害防止対策を実施し、かつ当該経費を負担する事項」である。 (2) 契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、可能な限り、その根拠を明確にすべきである。 (3) 「② 元請負人が労働災害防止対策を実施するが、下請負人に経費の負担を求める事項」がある場合は、元請負人が明示した経費についても、併せて明示すべきである。
契約交渉に関する留意事項 労働災害防止対策に要する経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、下請負人の見積書に、適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにも関わらず、当該経費を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反する恐れがある。

【図6】

10. 契約交渉

また、元請負人は、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条の「各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結」するという規定を踏まえた交渉を行ってください。

なお、先述のとおり、労働災害防止対策に要する経費は、「通常必要と認められる原価」に含まれるものですので、これを一方的に削減したり、これを含めない金額で請負契約を締結し、その結果、請負金額が「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合は、取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがありますので、元請負人は注意が必要です。

11. 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を記載し明確化することが必要です。【図7】

契約締結の書面化が、建設業法第19条に規定されている主旨は、当事者間の権利義務関係を明確にすることにより後日の紛争を防止することにあるため、その主旨から、元請負人が見積条件の提示に際し、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化した内容が、契約交渉の結果、最終的にどのようなことになったかについて、契約時に書面にしなければ、明確化した意味が失われ、後日、紛争に発展するおそれがあります。

したがって、契約締結に際しては、最終的に合意した実施者及び負担者の区分の内容について、施工条件等に記載する必要があります。

契約書面における明確化について

元請負人と下請負人は、契約の書面化に際して、施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を記載し明確化する(図4の例示にあるような区分表を作成する場合は、それを添付するなど)とともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することにより、労働災害防止対策に要する経費の透明性を確保することが必要である。

内訳書【例示】	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2)保護具類										
①保護帽		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
②安全帯		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
③安全靴		○		○	○円/足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1)墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円/8時間(1時間教育)
⑤玉掛け技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円/8時間(1回1時間)

【図7】

ただし、元請負人が見積条件の提示の際に作成した内容に変更がなければ、契約書にそれを添付するなどの対応が可能であると考えられます。

また、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

施工上必要な経費と切り離し難いものを除いている理由は、多くの場合、作業に併せて実施する労働災害防止対策に要する手間など施工上必要な経費と切り離しがたいものは、直接工事費の労務費などで積算されるためです。

労働災害防止対策は、主に元方事業者と労働者を使用する事業者とにより実施されますが、関係請負人が工事の一部を他の事業者に請け負わせる場合、元方事業者と労働者を使用する事業者との間に直接契約関係がなくなるため、元方事業者が措置していた労働災害防止対策に要する経費が不透明になり、労働災

害防止対策の実施に要する経費の負担者を明確化した主旨が損なわれるおそれがあります。

したがって、請負金額のうち労働災害防止対策に要する経費をはっきりさせることは、労働災害防止対策に要する経費をいわゆる「中抜き」の対象とすることを防止し、実際に労働災害防止対策の経費を負担する下請負人に当該経費が行き渡ることに関わり、結果として、労働災害防止対策に要する経費の透明性が確保されることとなります。

12. 請負代金の支払時における適切な対応について

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」や平成21年度から開設している「建設業取引適正化センター」には「見積や契約時に提示されていないにも関わらず、施工中に元請から一方的に提供・貸与を受けたヘルメット等の費用を請負代金の支払い時に差し引かれた」との相談が寄せられています。こうした行為は、いわゆる「赤伝処理」

に該当し、建設業法に違反又は違反するおそれがあるため、請負代金の支払いに際して留意する必要があります。

なお、今回の改訂や内容に関わらず、見積りや契約時に明示されず、下請負人の合意がないまま、請負代金から一方的に経費を差し引く行為は、20条3項や19条に違反しますので、改めて注意してください。

13. 関係請負人における同様の対応について

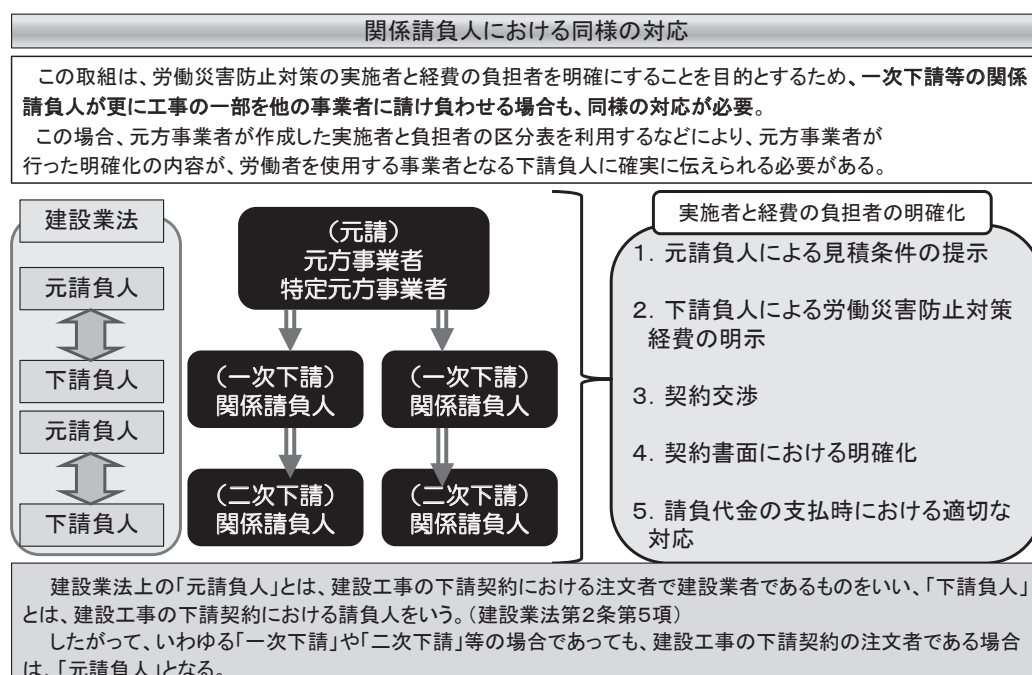
これまでの、元方事業者となる元請負人と直接契約する一次下請負人との関係をイメージして説明してきましたが、建設業法における「元請負人」「下請負人」は、下請契約における注文者と請負人を指しており、また、この取組は、労働災害防止対策の実施者と経費の負担者を明確にすることを目的としてい

ますので、一次下請負人が二次下請負人に工事の一部を請け負わせる場合も、これまでお示してきたものと同様の対応が必要になります。【図8】

ただし、この場合は、元方事業者が作成した実施者と負担者の区分表を利用するなど、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する二次下請負人等に確実に伝えられる必要がありますので、ご注意願います。

14. まとめ

以上が、今般の改訂の内容ですが、契約内容を出来る限り詳細かつ具体的に書面に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことは、労働災害防止対策に限らず、契約内容全般に言えることですので、これを機会に改めて、その主旨を踏まえた対応をお願いいたします。



【図8】

意見交換会

平成26年度 国土交通省との意見交換会

(一社)全国土木施工管理技士会連合会(以下「連合会」という。)は、平成26年11月27日(金)東京都内において、国土交通省との意見交換会を開催した。当日は、徳山技監他、多数の省幹部が出席された。

冒頭、連合会の谷口会長と、国土交通省から徳山技監のご挨拶があった。

谷口会長は、「担い手3法が成立し、建設ビジネスは転換期に来ている。現場での改善が重要だ。受発注者がパートナーシップ精神を発揮し、困難を解決していく必要がある。」と述べた。

徳山技監は、「国交省の公共事業関係費は、13年ぶりにプラスに転じたが、一番大事なのはこれが安定的に続くことだ。」と強調し、意見交換会を通じて現場の課題を聞かせてほしいと述べられた。



国土交通省 徳山技監

意見交換会では、連合会から討議課題として、①「技術者の技術力向上・技術者制度」と②「現場の改善」の2項目について、現状の課題と対策案を説明した。

①技術者の技術力向上・技術者制度では、“現場代理人を監理技術者と同等評価する”ことによる若手技術者の育成、また②現場の改善では、「繰越工事の適切な発注時期と繰越手続きの簡素化」や「工程表(クリティカルパス)を受発注者間で共有する体制整備を踏まえた適切な工期設定」及び「設計変更協議等における提出書類の簡素化や設計変更金額の提示」などについて討議された。

国交省側は、色々な面から幅広く検討しており、モデル工事や試行結果などを踏まえ、よりよい仕組みづくりを検討していきたいと語っていた。



連合会 谷口会長



北海道土木施工管理技士会

<http://www.hogishi.com/>

■当会の自慢「講師陣は体育会系？」！！



当会は『北海道の開発に貢献する技術集団』を旗印（やや硬い！）に、全道に約6400名の会員を擁し、年間30回以上の講習会を実施しています。その約8割の講習会の講師には、かつて受講者と同じ役割・立場であった経験を活かした講義をしてもらうよう、会員の中から講師をお願いしています。

（有難いことに、講師は体育会系の古き良き伝統を受け継ぎ、先輩から後輩へしっかり継承されています。）

■北海道は『広～く』て『寒～い』！！

北海道は広大な（国土の22%）で、稚内や網走から札幌までJRで5時間以上掛かります。このため、会員の方々の負担をできる限り軽減するよう道内11都市で講習会を実施しています。特に気を遣うのは、冬に実施する講習会の天候です。大雪や猛吹雪などで道路が不通になったり、交通機関が乱れ講師や受講者が会場に辿り着けるか、いつもハラハラ、ドキドキです。

■オススメの「寒さ体験」！！

冬の北海道といえば、「さっぽろ雪まつり」や紋別、網走でのオホーツク海の流水観光などが有名ですが、厳しい寒さを体験するには北海道東部十勝地方の内陸部にある日本一寒いをキャッチフレーズにしている陸別町の『しばれフェスティバル』がオススメです。

「しばれ」とは北海道弁で「厳しく冷え込む」こと。フェスティバルの中でも「人間耐寒テスト」は日本一の寒さを一晚耐え抜く過酷なイベントです。もちろんストーブなどはありません（要事前申込み）。

零下25℃以下にもなるしばれる冬の一夜を体感しに是非来てください。

今年度は2月7日～8日の2日間です。

（ちなみに、北海道生れでも私は寒さに弱いので、まだ行ってません。）



さっぽろ雪まつり



釧路湿原の丹頂



沖縄県土木施工管理技士会

■めんそ〜れ沖縄

沖縄は、東京から1600キロの距離にあり、県全域が亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温は那覇市で22.7度と高く、冬も黒潮の関係で暖かい気候です。沖縄県内では県庁や国、市町村等の各行政機関をはじめ、一般企業でも夏の正装として「かりゆしウェア」(写真)が定着しています。「かりゆしウェア」の着用推進月間は4月1日から11月末)

また、3月からは県内各地で海開きが行われますので、ぜひ沖縄へ めんそ〜れ♪ (いらっしゃい)。



役員会

■観光客数1,000万人を目指して

沖縄県では平成33年度入域観光客数1,000万人(うち国外客200万人)の達成に向けて、那覇空港の第二滑走路増設事業(平成32年3月供用開始予定)や沖縄都市モノレールの延長整備事業(平成31年春開業)などのインフラ整備が進められています。

●沖縄県技士会概況

昭和57年8月に発足し、正会員数2110名(1級1,922名、2級188名)で、主な活動は、発注者との意見交換会、現場視察研修、講習会等です。現場視察研修は、県外の現場を中心に実施しています。

■意外にも沖縄県に

沖縄県には軌道系公共交通機関が無いと思われがちですが、平成15年に開業した沖縄都市モノレール「ゆいレール」があり、日本最南端の駅(赤嶺駅)と日本最西端の駅(那覇空港駅)が沖縄県にあります。

■美味しいもの? 紹介

沖縄へ出張、観光でお越しの際に一度は食べていただきたい郷土料理をご紹介します。

- ・「イカ墨汁」…イカの墨を使った真っ黒で、見た目が印象的な郷土料理。お歯黒のように歯が黒くなります(すぐに取れます)
- ・「ヤギ汁」…ヤギ肉を煮込んで作る料理で、特有の強い匂いがあるため地元の人でも好き嫌いが分かります。



「東京ゲートブリッジ」建設現場視察



「伊良部大橋」(平成27年1月開通予定)
宮古島と伊良部島を結ぶ橋。延長6,500メートル、本橋部3,540メートルで、無料で通行できる橋としては日本最長。



どぼく川柳



新年あけましておめでとうございます。

回を重ねるごとに力作が増えていますが、投稿者の人柄？を反映して、
真面目すぎる作品が多いようです。そこで、

今号から「川柳教室」をスタート！ 肩の力を抜いて、川柳を楽しみましょう。

① アゴヒモの

日焼け気になる
どぼ女たち

(はんしんいち)

② 作業服

汚すことない
視察団

(かきくけ子)

③ 予報士の

美女が工程
指図する

(素乱風)

④ 町の目が

けんせつ小町
振り返る

(今でも青春)

⑤ 旅先で

景色を見ずに
現場追う

(雨がえる)

⑥ 現場にて

掘削前に
栗ひろい

(しわしわネクタイ)

新企画
川柳教室

“へそのごま”のワンポイントレッスン

風刺やユーモアが特徴の川柳。

もっと楽しい句にするためのコツをお教えします♪

⑤と⑥の入選句に、少々手をいれてみましょう。

◆ 旅先で 景色を見ずに 現場追う

← * 一文字かえてみます

◆ 旅先も 景色を見ずに 現場追う

← * 情景が思い浮かぶよう思い切ってバス旅行に

バス旅行 現場光景 気にかかり

◆ バス旅行 現場ばかりが 気にかかり

← 現場にて 掘削前に 栗ひろい

← * ちよつと変えるだけでインパクトが出ます

現場では 掘削前に 栗ひろい

← * 具体名をいれて目に浮かぶよう

オペレータ 掘削前に 栗ひろい

← * 滑稽な感じをより強調してみると

オペレータ 重機の前の 栗ひろい

◆ 『栗拾う 重機の前の オペレータ』

他の作品も、ちよつと手直ししてみると…

① アゴヒモの 日焼け気にする どぼ女たち

② 作業服 汚すことなし 視察団

③ 予報士の 美女が工程 左右する

④ 街の目は けんせつ小町 振り返り

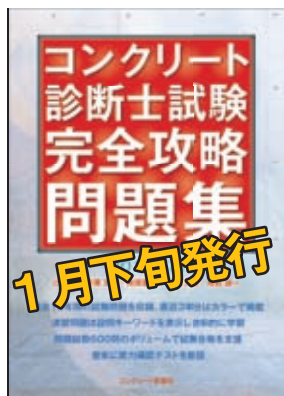
いかがでしたか？ ちよつと言ひ回しを変えるだけで
ユーモアが強調されました。

いつも目のつけどころの良い作品ばかりです。
頭をやわらかくして、さらに練ってみましょう。



コンクリート新聞社の本

2014年11月に社名が変わりました(旧社名・セメントジャーナル社)



コンクリート診断士試験 完全攻略問題集2015年版

共著：辻幸和・安藤哲也・地頭菌博・十河茂幸・鳥取誠一

過去10年間の全試験問題を収録し、直近3年分はカラーで掲載しています。演習問題は2色刷りとし、解説の図表等が理解しやすくなりました。さらに、各演習問題に表示した設問テーマにより、効率的に学習ができます。過去問題+演習問題=600問の問題総数で確実に試験合格の実力が身につきます。本書を学習し終えたら、巻末の「実力確認テスト」にチャレンジしましょう。

B5判 400ページ 本体価格3,500円+税

新刊

良いコンクリートの造り方

吉兼亨 著

良いコンクリート造りに必要なものは何か？ コンクリートの劣化・損傷による崩壊の危惧や剥落によるトラブルが喧伝される昨今、本書にはそのヒントがあります。著者は学生時代にアルバイトで佐久間ダム（静岡県・愛知県）の建設に携わって以来、60年。長年にわたるコンクリート技術の集大成。

A5判 176ページ 本体価格2,500円+税



コンクリート新聞社の本のお求めは

全国有名書店またはインターネット書店でどうぞ。当社ホームページでもご注文いただけます。

コンクリート新聞社 TEL.03-5363-9711 FAX.03-5363-9712 <http://www.beton.co.jp>



JCMマンスリーレポート

Vol. 24 No. 1 2015.1

平成27年1月1日 発行

(隔月1回1日発行)

編集・発行

一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

Japan Federation of Construction

Management Engineers Associations (JCM)

〒102-0076 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル1階

TEL. 03-3262-7421 (代表) FAX. 03-3262-7420

<http://www.ejcm.or.jp/>

印刷

第一資料印刷株式会社

〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7

TEL. 03-3267-8211 (代表)

第一回 土木工事写真コンテスト入選作品

●「あわてず急がず安全に！」 佐野 司 様（株式会社宮下組）



撮影地：富士河口湖町 工事内容：落石防止工事（法枠工） 時間帯：午前10時頃
富士山をバックに撮影できたので投稿しました。

事務所移転のぞれんらく

このたび事務所を下記に移転しました。

〒102-0076
東京都千代田区五番町6-2
ホームットホライゾンビル1F

最寄駅

- ・JR市ヶ谷駅より徒歩3分
- ・有楽町線 市ヶ谷駅
- ・南北線 市ヶ谷駅
- ・都営新宿線市ヶ谷駅
- JR出口より徒歩3分



一般社団法人 **全国土木施工管理技士会連合会**

Japan Federation of Construction Management Engineers Associations (JCM)

電話（代表）03-3262-7421 / FAX03-3262-7420 <http://www.ejcm.or.jp>

定価250円（税・送料込み）
（会員の購読料は会費の中に含む）